

相続ニュース

Vol.0091

2015年12月14日(月)
担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

信託付き保険の活用

はじめに

以前の相続ニュースでは、家族信託や信託活用方法について詳しく説明をいたしました。

現在、保険と信託を組み合わせた保険商品が開発されて話題になっています。

保険は出口が大事

自分の死後に「保険金を残して家族を守る」というのが保険の役割です。

信託と保険を組み合わせたサービスは、「いくら保険金を残し、そして、どのような方法・期間で、その保険金を残された家族に渡していくか」という保険金の使い道を事前に設計することができます。

今後、このようにただお金を残すのではなく、細かなお金の渡し方をして指定することができる信託付き保険がトレンドになるでしょう。



一般家庭にまで普及

信託銀行は、富裕層しか馴染みがありませんが、信託付保険は、手数料が数千円、数万円でもできるものが登場して、一般家庭でも使えるサービスになってきています。相続トラブルは、遺産総額500万円以下でも頻繁に発生すると言われていています。

一般家庭もトラブル防止を真剣に考えなければなりません。

おわりに

子どもが成人するまでは、子どもに毎月一定額の保険金を振り込み、子どもが成人した後は、自分の兄弟に毎月一定額の保険金を振り込むというふうに、遺族のライフステージごとに、保険金を有効に渡すことができます。保険金をただ残すことにより、トラブルの種になる心配もあります。

渡し方まで決めることができると、さらに安心を買うことができるということを覚えておいて下さい。